

「大容量蓄電システム需給バランス改善実証事業」により導入される蓄電池の活用
による再生可能エネルギー優先接続枠Q & A

【1 公募対象・選定】

**Q 1－1. 発電設備の一部を避難解除区域等 12 市町村の該当区域に設置する場合に
は優先接続枠の対象となるのか。**

A. 発電設備の一部でも避難解除区域等 12 市町村の該当区域に設置する場合は優先接続枠の選定対象となる。ただし、設備認定通知等の内容から該当区域に設置することが確認できなければ対象とは認められない。

なお、12市町村の詳細については福島県のホームページを参照下さい。

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/energy-yusen-setsuzoku/>)

Q 1－2. 系統連系済の案件も対象となるか。

A. 系統連系済みの案件も対象になる。

**Q 1－3. 発電設備の一部が優先接続枠に採択された場合（例：30,000 kW
の太陽光発電設備のうち、10,000 kWが採択された等）、どのような出力
制御方法となるのか。**

A. 採択された10,000 kWについては、年間30日まで無償で出力制御するルールに準じ、出力制御実施日の前日までにメールや電話等で出力制御指示がなされる。残りの20,000 kWについては、遠隔でのオンライン出力制御指示が行われる。なお、東北電力は太陽光発電設備の連系について、既に指定電気事業者であるため、残りの20,000 kWは、無補償での出力抑制が無制限となる。

**Q 1－4. 10,000 kW以上の発電設備で、10,000 kWを優先接続枠のル
ール、残りを指定ルールとした場合、連系点が複数にする必要が生じるものと考
えられ、設備認定にも影響が出てしまうのではないか。**

A. 発電設備の一部を優先接続枠のルールを適用し、残りを指定ルールとする場合、優先接続枠の出力抑制は実施前日までにメールや電話等で出力制御の指示、指定ルールの出力抑制はオンラインによる出力制御を行うこととなるため、ルールごとに出力制御を受ける設備や監視ができるよう、設備を含め体制を構築する必要が生じるが、必ずしもルールごとに連系点を設ける必要はない。

具体的には、適用されるルールごとの設備に出力制御監視用のテレメーター（またはCDT）を設置し、さらに指定ルールが適用される場合は、当該設備

に対し遠隔出力制御に必要な機器を設置するとともに、その他必要な措置を講じるなどの対策が必要になる。特別高圧で受電する発電設備は、配線や設備構成が案件ごとに大きく異なっていることから、優先接続枠の採択後に、東北電力と出力制御方法や監視方法について個別に協議・確認願いたい。

また、設備の内容に変更なければ、設備認定への影響はない。

Q 1－5．優先接続枠へ選定された場合、遠隔出力制御装置の設置は必要となるのか。

A. 発電設備全体が優先接続枠へ選定された場合、出力制御旧ルールの取扱いに準じるため、東北電力から遠隔出力制御装置の設置は求められない。

ただし、発電設備の一部の容量が採択された場合、優先接続枠の対象とならない発電設備については、東北電力の求めに応じて遠隔出力制御装置の設置が必要となる。また、優先接続枠への選定が解除された場合でも東北電力の求めに応じて遠隔出力制御装置の設置が必要となる。

Q 1－6．優先接続枠の期間は、蓄電池の設置が完了する平成28年2月から20年間ということか。

A. 優先接続枠についてはF I T法における購入となる全期間に適用され、適用期間は営業運転開始（電力受給開始日）から20年間となる。

Q 1－7．選定された優先接続枠の容量が減少されることはあるのか。

A. 優先接続枠については、発電事業者側の事由（発電出力の減少のほか、接続枠解除等）を除き変更されることはない。

【2 申請手続き】

Q 2－1．1発電設備1申込とあるが、1事業者が複数の発電設備の申請をすることは可能か。

A. 可能。

Q 2－2．優先接続枠に関する問い合わせはどのようにするのか。

A. 専用電子メールアドレスに、メールでお問い合わせをお願いしたい。

Q 2－3．経済産業省からの設備認定通知や東北電力への系統連系申込書の名義と申請者が異なる場合どうすればいいか。

A. 名義変更等を行い、名義を統一した上での申請が必要。名義の整合性が確認できなければ要件を満たしていないものと判断する。

Q 2－4. 電源接続案件募集プロセスに応募している場合、公募への申請や優先接続枠の取り扱いはどうなるか。

A. 本公募の対象事業者要件を満たしている事業者が、電源接続案件募集プロセスに応募した場合、本公募と募集プロセスの手続きを同時並行で進めることは可能。

ただし、電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合や共同負担者とならなかった場合、東北電力への系統連系申込書は無効となるため、本公募への事業者要件は満たさないものとして扱い、優先接続枠への選定を解除する。

Q 2－5. 現在、発電事業会社（例えばSPC等※）の本社が東京にある。その場合、福島本社に移す旨を確約書に記載すれば発電事業会社（例えばSPC等）が申請することは可能か。

A. お見込みのとおり。ただし、当該発電事業会社の本社が移転しない場合には取消となる。

※ S P C : 特定目的会社

Q 2－6. 優先接続枠に選定された後、東北電力とどのような手続きが必要となるのか。

A. 優先接続枠を踏まえたF I T特定契約（電力受給契約）を東北電力と締結する必要がある。そのため、優先接続枠に選定された旨を東北電力の窓口へ伝えるようお願いしたい。

【3 優先接続枠の解除】

Q 3－1. 優先接続枠を第3者に譲渡した場合、優先接続枠への承継されるのか。

A. 第3者へ譲渡した場合、優先接続枠への選定は解除され、譲渡先への承継は認められない。

Q 3－2. 優先接続枠への選定が解除された場合、出力制御ルールはどうなるのか。

A. 引き続き東北電力へ売電する場合、無制限無補償の出力制御ルール（指定ルール）が適用される。